

鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この要領は、鹿沼市（以下「市」という。）が導入している固定資産土地評価支援システムの更新にあたり、業務委託事業者を公正かつ公平な方法により選定するため、公募型プロポーザル方式の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 事業の概要

(1) 選定するシステムの名称

鹿沼市固定資産土地評価支援システム

(2) システムの概要

ア 鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託仕様書

イ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム機能要件

ウ 鹿沼市固定資産土地評価支援システム運用・保守及びデータ更新業務委託仕様書

(3) システムの構築期間

構築期間 契約締結日から令和9年3月31日まで

本稼働予定日 令和9年4月1日から

(4) システム運用・保守及びデータ更新業務委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

(5) 提案上限額

ア 固定資産土地評価支援システム更新業務委託

33,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

イ 固定資産土地評価支援システム運用・保守及びデータ更新業務委託

80,850,000円（5年間）（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 提案見積金額は、ア及びイを分けて記載し、それぞれの提案上限額を超えてはならない。

※ 本稼働後の5年間（令和9年度から令和13年度まで）は、本システムの運用・保守及びデータ更新業務について、5年間の長期継続契約を行うことを予定している。

※ 本システムの運用・保守及びデータ更新業務について、予算の削減状況により、令和9年度以後の契約の締結は行えないこともあるが、契約を締結しないことにより損害が生じた場合でも、市は賠償の責めを負わな

い。

- ※ 本稼働後5年間（令和9年度から令和13年度まで）の本システムの運用・保守及びデータ更新業務に係る契約金額については、業務内容の変更、備品購入費の増を除き、本プロポーザルで提出する概算見積金額からの増額は認めない。また、変更に当たっては、市との協議を行い、市の承認が必要となる。

(6) 支払い条件

ア システム更新業務

構築完了を確認し、令和9年4月末日までに一括払

イ 運用・保守及びデータ更新業務

毎年度末に実施結果を確認し、翌年度4月末日までに一括払

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加者」という。）は、参加を表明する時点において次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく市の入札参加の制限を受けない者であること。
- (2) 市の入札参加資格を有すること。
- (3) 契約締結までの間のいずれの日においても、鹿沼市建設工事請負業者等指名停止基準（昭和60年鹿沼市告示第113号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者及び令和7年度までの過去1年間（令和6年度から令和7年度）に全国の地方公共団体から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされている者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者でないこと（再生手続開始決定がなされ、入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。
- (6) 栃木県内に管理測量士が常駐し、かつ本店、支店等の事業所を有していること。

(7) 過去5年（令和3年度から令和7年度）以内に人口9万人以上（契約年の1月1日時点）の地方自治体に対して、次のアからウまでのすべての業務実績があること。

ア 固定資産土地評価支援システム（固定資産税GIS）の更新（構築）業務

イ 固定資産土地評価支援システムの運用業務

ウ 地番現況図もしくは家屋図の修正業務

(8) 企業として次の認証を受けていること。

ア ISO9001（品質マネジメントシステム）

イ ISO14001（環境マネジメントシステム）

ウ ISO/IEC20000（ITサービスマネジメントシステム）

エ ISO/IEC27001（情報セキュリティマネジメントシステム）

オ ISO/IEC27017（クラウドサービスセキュリティ）

カ JIS Q15001プライバシーマーク

(9) 地方公共団体情報システム機構（J-LIS）LGWAN-ASP登録をしていること。

(10) 再委託する場合は、一部作業の再委託を行えるものとし、各項目すべてを再委託することは認めない。なお共同企業体（JV）による申し込みは受け付けない。

(11) 本業務に精通した次に掲げる要件を満たす技術者（参加申込時点で参加者と6か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にあり、業務完了までの間、在籍が見込まれる者に限る。）をそれぞれ1名以上配置できること。

ア 業務主任技術者

(ア) 過去10年以内に、栃木県内、群馬県内又は茨城県内の人口9万人以上の地方自治体により発注された固定資産土地評価システム（固定資産税GIS）の構築業務の実績を有する者

(イ) 過去10年以内に、全国の人口9万人以上の地方自治体により発注されたLGWAN-ASP形式の固定資産土地評価システム（固定資産税GIS）の構築業務の実績を有する者

(ウ) 空間情報総括監理技術者の資格を有する者

イ 照査技術者

(ア) 過去10年以内に、全国の人口9万人以上の地方自治体により発注されたLGWAN-ASP形式の固定資産土地評価システム（固定資産税GIS）の構築業務の実績を有する者

(イ) 空間情報総括監理技術者の資格を有する者

4 参加者の無効・失格

参加者が次のいずれかに該当する場合は、無効、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさないことが判明した場合
- (2) 契約締結までに参加資格要件を満たさなくなった場合
- (3) 提案書等に虚偽の内容が記載されていることが認められた場合
- (4) 本プロポーザルの評価又は契約等に影響を与える工作等、不正な行為があったと認められる場合
- (5) システム構築に係る提案見積金額が提案上限額を超えている場合

5 プロポーザル実施スケジュール

(1) 選定スケジュール

項目	日程
実施要領の公表・公募開始	令和8年 5月15日(金)
質問書の提出	令和8年 5月22日(金) 午後1時まで
質問書への回答	令和8年 5月27日(水)
参加表明書の提出	令和8年 6月1日(月) 午後1時まで
参加資格確認結果の通知	令和8年 6月9日(火) 予定
事業提案書等の提出	令和8年 6月17日(水) 午後1時まで
プレゼンテーション	令和8年 6月29日(月)
	令和8年 6月30日(火) 予備日
審査結果通知	令和8年 7月6日(月) 予定
評価及び選定結果等の公表	令和8年 7月7日(火) 予定

(2) 優先交渉権者選定後のスケジュール

項目	日程
契約交渉	結果の通知から令和8年 7月上旬(予定)
契約の締結・結果公表	令和8年 7月中旬(予定)
業務の着手	契約締結日から14日以内
業務の履行	「2事業の概要(3)」に規定する履行期限まで

6 参加表明書の提出及び参加資格確認結果の通知

プロポーザルに参加を希望する者は、提出書類を次のとおり提出すること。

提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・持参（事前に来庁日時を連絡すること。） ・郵送（必着）（書留その他の到達を確認できる方法に限る。） <p>※ 電子メールによる提出は、受け付けない。</p>
提出先及び 連絡先	〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市財務部税務課資産税係 GIS担当 ③番窓口 電話番号 0289-63-2113
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ①参加表明書（様式第1号） 代表者印を押印したもの 1部 ②参加資格要件確認書（様式第2号） 1部 ③会社案内のパンフレット等 1部 ④業務実施に必要な認証を確認するための資料 1部 ⑤業務実績を確認できる書類 1部 <p>※ 業務実績は、栃木県内の人口9万人以上の自治体を優先して記入すること。</p>
窓口での提出 可能時間	平日の午前9時から午後4時30分まで ※ 6月1日は、午後1時まで
提出期限	令和8年 6月 1日（月） 午後1時
参加資格確認 結果の通知	次の期限までに参加資格要件を確認し、参加審査結果通知書により郵送及び電子メールで通知する。 令和8年 6月 9日（火） 予定

7 質問の受付及び回答の実施

本プロポーザルに係る質問がある場合は、質問書を次のとおり提出すること。
なお、受付期限までに到達しなかった質問及び口頭による質問には回答しない。

提出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・質問書（様式第3号）による質問書を作成し、電子メールに添付すること。 ・電子メールの件名は次のとおりとすること。 件名：【固定資産GIS】+送信年月日[yyyymmdd]+参加者名 例： 株式会社〇〇が令和8年5月10日に質問書を送付した場合 <u>【固定資産GIS】20260510 株式会社〇〇</u> <p>※ 電子メール以外の方法による質問は受け付けない。 ※ 様式第3号以外による質問は受け付けない（様式第3号</p>
------	--

	<p>以外の別添資料等は受け付けない)。 ※ 電子メール送信後、提出先に電話で確認すること。</p>
提出先及びメールアドレス	<p>鹿沼市財務部税務課資産税係 GIS 担当 電話番号 0289-63-2113 メールアドレス: zeimu@city.kanuma.lg.jp</p>
受付期限	令和8年 5月22日(金) 午後1時
質問の回答	<p>次の期限までに参加表明書を提出した者全員に質問社名を付して、参加表明書(様式第1号)に記載のメールアドレスに電子メールにより回答する。 なお、回答に対する再質問は受け付けない。 令和8年 5月27日(水) 予定</p>

8 事業提案書等の提出

参加資格要件に適合し、参加資格確認結果通知書を受けた者は、事業提案書等を次のとおり提出すること。

(1) 提出方法等

提出方法	<p>・持参(事前に来庁日時を連絡すること。) ・郵送(必着)(書留その他の到達を確認できる方法に限る。) ※ 電子メールによる提出は、受け付けない。</p>
提出先及び連絡先	<p>〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町1688-1 鹿沼市財務部税務課資産税係 GIS 担当 ③番窓口 電話番号 0289-63-2113</p>
窓口での提出可能時間	<p>平日の午前9時から午後4時まで ※ 6月17日は、午後1時まで</p>
提出期限	令和8年 6月17日(水) 午後1時まで

(2) 提出書類

ア 事業提案書

	提出物	提出部数
①	事業提案書表紙(様式第4号)	正本1部 写し7部
②	事業提案書(任意様式)	
③	鹿沼市固定資産土地評価支援システム機能要件(様式第	

	5号)	
④	代替機能書（様式第6号）	

イ 概算見積書

	提出物	提出部数
①	概算見積書（様式第7号）	正本1部
②	見積内訳書（任意様式）	

9 事業提案書作成方法及び留意事項

(1) 全般

ア 使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもので、通貨単位は円とする。

イ 使用する様式は任意様式のものを除き、指定した様式を使用すること。

(2) 事業提案書表紙（様式第4号）

必要事項を記載すること。

(3) 事業提案書（任意様式）

ア 本プロポーザルの提案事項は、次の項目に基づいて具体的に記載すること。

(ア) 業務の実施方針

(イ) 実施フロー、作業工程表

(ウ) 業務実施体制

(エ) 固定資産システム再構築

(オ) データ移行

(カ) システム保守・セキュリティ・データ更新

(キ) 自由提案

イ アの項目の順に提案を行うこと。なお、記載は、当該項目内で完結すること。

ウ 原則A4サイズ（縦及び横、両面印刷、長編綴じ）とし、ページ番号は各ページの下部中央部に目次を除いた部分を通し番号とすること。

エ ページ数は20ページまでとし、A3サイズについては、2ページとしてカウントする。なお、表紙及び目次は枚数に含めない。

オ 文字のポイントは、原則として12.0pt以上とし、見やすさ、わかりやすさを心がけること。

(4) 鹿沼市固定資産土地評価支援システム機能要件（様式第5号）

ア 様式第5号を用いて両面印刷をすること。

イ 方針区分について、以下から選択すること。

- 「○」対応可能
- 「△」有償カスタマイズもしくは代替案で対応
- 「×」対応不可

ウ パッケージには記載されていないが、実装の実績がある又は開発が完了している機能で、実装にあたっての費用が発生しないものについては、「対応可能」を選択すること。

エ 「代替案で対応」と回答した機能については、実装に当たっての費用は発生しないものとする。

オ 有償カスタマイズで対応する場合には、概算見積書（様式第7号）へ反映すること。

カ 「対応可能」又は「代替案で対応」と回答した機能について、今後改修を行うことが必要となった場合は、原則運用・保守業務の中で行うものとする。

キ 代替案で対応する場合には、代替機能書（様式第6号）を提出すること。
なお、代替機能書の回答について、プレゼンテーション実施日に別途ヒアリングを行い、結果内容が不適切と判断した場合には、「対応不可」として評価する。

ク 対応可能とした機能について、当該機能を活用するための前提条件がある場合は、プレゼンテーション時に説明すること。

10 概算見積書の作成方法及び留意事項

(1) 概算見積書（様式第7号）

ア 固定資産土地評価支援システム更新業務にかかる金額を記載し、積算根拠が分かるよう積算内訳書（任意様式）を添付すること。

イ 本稼働後に本システムの運用・保守及びデータ更新業務を行うことを前提に単年度ごとの金額及び5年間の総額を記載すること。単年度（1年間）ごとの金額に5を乗じて得た金額を、5年間の総額とすることとし、単年度（1年間）ごとの金額は年度により異なるものとするとはできない。

ウ 概算見積書は、封筒に入れて封緘すること。

エ 必ず代表者印を押印すること。

オ 消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

11 事業提案書等の提案条件及び留意事項

(1) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異

議の申立を行うことはできない。

- (2) 事業提案書等について、提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合は、本プロポーザルに参加できない。ただし、公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が参加者に起因するものでなく、かつ、公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合に限り受け付けることとする。
- (3) 提出期限以降の提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (4) 事業提案書等の提出は、1参加者当たり1提案とする。
- (5) 事業提案書等が次のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。
 - ア 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - イ 虚偽の内容が記載されているもの
- (6) 事業提案書等に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映する。
- (7) 事業提案書等に記載された内容は、選定後に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

1.2 プレゼンテーションの実施

- (1) 事業提案書の内容等を確認するため、次のとおり実施する。

実施日	令和8年 6月29日(月) 6月30日(火)		
会場	鹿沼市役所 本庁舎 ※ 実施時間、場所等については、事業提案書等を提出した者に対し、令和8年6月17日(水)までにメール及び電話にて連絡する。		
実施手順	準備	約5分	
	プレゼンテーション	45分	
	質疑応答	15分	
	片付け	約5分	計70分

- (2) 留意事項

- ア プレゼンテーションの実施順序は、提案者と協議することなく、市が決定する。
- イ プレゼンテーションは、既に提出された事業提案書等に記載された内容を基に9(3)アの項目順に説明すること。
- ウ 既に提出された事業提案書等の差し替え、追加は認めない。誤字脱字があ

る場合には、プレゼンテーション時に説明すること。

エ 参加人数は、業務実施体制に記載があるものから選定するものとし、3名以内とする。なお、本業務において予定している主担当者は必ず出席し、主任技術者が説明を実施すること。

オ パソコン等の機材は用意しないため、参加者が用意しセッティングすること。プロジェクター、スクリーン、HDMIケーブル及びVGAケーブルは、市が用意する。

カ 機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付け時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。

キ プレゼンテーションの内容は録音する。なお、プレゼンテーションにおいて参加者が発言した内容は、原則として契約時の仕様に反映する。

1.3 参加辞退

本プロポーザルへの参加表明書を提出後、都合により参加を辞退する者は、速やかにプロポーザル参加辞退届（様式第8号）を持参、電子メール又は郵送により提出すること。

なお、辞退届の提出期限は、事業提案書提出期限と同日とする。

1.4 優先交渉権者の選定

(1) 評価基準

「鹿沼市固定資産土地評価支援システム更新業務委託公募型プロポーザル評価要領」に則り評価を行う。

(2) 評価方法

ア 評価要領により、能力点、技術点及び価格点の総合評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

イ 能力点は、参加資格要件確認書（様式第2号）により評価する。

ウ 技術点は、事業提案書（様式第4号）及びプレゼンテーションにより評価をする。

エ 価格点は、概算見積書（様式第7号）により評価する。

1.5 契約について

(1) 提案内容の再確認及び協議

優先交渉権者と市が、システム更新の提案内容の再確認及び協議を行い、優先交渉権者のシステムの仕様等が市の定める機能要件を満たしていることを

確認した場合、優先交渉権者のシステムを鹿沼市固定資産土地評価支援システムの導入システムと指定し、更新業務委託を締結するものとする。また、更新業務等の稼働後の業務（令和9年度以降）については、各々の契約時に仕様の調整を行う。

なお、優先交渉権者による事業提案書等への虚偽の記載等が判明した場合や、仕様内容の調整が不調となった場合には、第2位優先交渉権者と調整を行うこととする。

(2) 契約予定額

契約予定額は、契約に向けた協議の中で決定することとする。

1.6 その他の留意事項

- (1) プロポーザル内容等の事前説明会は行わない。
- (2) 本プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 業務上知り得た秘密事項は、他に漏らしてはならないものとする。
- (5) 市が提供又は貸与した資料等は、本プロポーザル以外に使用することはできない。
- (6) 提案書を提出するにあたり、他者の協力を得た場合は、その旨を提案書に明記すること。
- (7) 提出された提案書の著作権は、提案の採否に関わらず、提案書を提出した参加者に帰属する。ただし、市が公表等に当たり、修正等が必要と判断した場合には、市は、無償で使用及び修正できるものとし、あわせて、提案書を提出した参加者は、著作者人格権を主張しないものとする。

なお、提出書類は、本業務以外の目的で使用することはないが、提案書は、「鹿沼市情報公開条例」に基づき情報公開の対象となるため、提出される書類において、法人に関する情報に該当するものには、その旨を明記し、該当部分を明らかにすること。

- (8) 審査に係る電話等による問い合わせには応じない。
- (9) 審査及び選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (10) 参加者は、候補者として選定されなかったときは、非選定理由説明要求書（様式第9号）を市長に提出し、理由の説明を求めることができる。この場合において、非選定理由要求書は、業者選定結果通知書の受領の日から起算して30日以内に提出するものとする。
- (11) 参加者は、優先交渉権者決定後において、この実施要領等の内容について、

不明又は錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。

(12) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。